

「子ども110番の家」実施要項

香取市教育委員会

1 趣 旨

本事業は、全国的に子どもが被害者となる事件が多発しており、警察や学校、保護者、地域住民が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境づくりを推進する。

本事業は、子どもが通学時等に不審者と遭遇し、身の危険や不安を感じたときに、子どもの緊急の避難場所となる「子ども110番の家」を設置し、子どもが被害にあう犯罪の未然防止を図ることを目的とする。

2 「子ども110番の家」の役割

子どもが不審者に遭遇し、身の危険や不安を感じたときの、緊急の避難場所となり、主に次のことを行う。

- (1) 子どもの保護
- (2) 警察への110番通報（保護した子どもの家庭、在籍する学校への連絡を含む）

3 実施方法

(1) 「子ども110番の家」の募集及び登録

ア 教育委員会は、この事業を市民に広報し、協力家庭等（商店や事務所等を含む。以下同じ。）を募集する。学校は、日常の保護者や地域とのつながりを生かし、協力家庭等を募集する。

イ 「子ども110番の家」の登録は、「『子ども110番の家』登録申請書を学区の小学校に提出する。

ウ 小学校は、「『子ども110番の家』名簿」を作成し、教育委員会に提出する。団体の登録者名簿については、各小学校において作成する。

（作成した名簿は、本事業のみににおいて使用する。）

(2) 「子ども110番の家」の表示

ア 「子ども110番の家」を指定した家や事業所等には、「子ども110番の家」の表示板を交付する。

イ 「子ども110番の家」を指定した家や事業所等は、子どもの目線の高さ且つ外部から見えやすい位置に上記表示板を掲げる。

(3) 任期及び指定の解除

ア 任期は、原則として3年間とする。ただし、受託者及び委嘱者双方に異議がなければ再任とする。

イ 受託者は、指定解除の申し出を行うことができる。委嘱者は、受託者から指定解除の申し出があったときは、「子ども110番の家」の指定を解除する。

受託者は、「子ども110番の家」の看板を小学校に返却する。

(4) 救助を求められたときの措置

ア 「子ども110番の家通報マニュアル」に基づき、警察への通報を行う。

イ 警察官が到着するまでの間、子どもの安全を確保する。

(5) その他

ア 「子ども110番の家通報マニュアル」を電話近くに掲示するなど、迅速に対応できるようにする。

イ 家族等へも、具体的な対応方法について周知徹底しておく。

ウ 玄関周辺に、武器となるような危険物を置かない。

※ 「子ども110番の家」の登録において、特別な責任をおってもらいものではありません。緊急避難した子どもの保護と、地域ぐるみの犯罪抑止がねらいです。